

第5回地域保健対策検討会 平成23年10月28日

東日本大震災をふまえた 地域保健のあり方

国立保健医療科学院
国際協力研究部長
曾根 智史

今回の震災と地域保健(1)

- 震災後の対応について、研究班で、いくつかの被災市町関係者にヒアリングを行った。
- 広域の被害。行政機能に大きな打撃。
- 市町村と県保健所・本庁との情報共有、連携に問題があったとの指摘あり。
- 地域によって、特に県保健所の役割が周りから見えにくかったとの指摘もあり。

今回の震災と地域保健(2)

- 平時の市町村と保健所、市町村と本庁との関係、連携状況が有事に顕在化している。
- 有事に機能する仕組みは、平時の連携協力関係の基盤の上に成り立つ(平時にできないことは、有事にもできない)。
- 機能する仕組みの構築の入り口を、有事にするか(有事の仕組みを整備することによって、平時の機能を強化する)、平時にするか(平時の仕組みを強化することによって、有事に備える)。どちらも存在。

人材育成の視点も重要

- 危機管理対応については、特に、今後の地域保健を担う若手を育てる機会としてとらえる必要あり。
- 現状では、すべての保健所や市町村に同じレベルの対応を求めるのは現実的ではない。
- いくつかのモデル危機管理機能保健所を整備して、人材育成も含め、少数精鋭主義で試行するのが入り口か。

情報収集・共有・発信の仕組み

- 今回の震災では、直後から様々な「役立ち情報」が、ネット経由（メール、ウェブ）で提供された。
- 一方、現場（ローカル）での刻々と変化する情報の共有はうまくいかない面もあった。
- 現場での現状把握→情報共有の流れをいかにして向上させるか。
- 情報収集・共有・発信のコアな仕組みとして、既存のH-CRISIS（健康危機管理支援ライブラリーシステム）をさらに活用することができるか。

本検討会での議論を生かす道筋が必要

- 新たな対策の実施はもちろん大切だが、それぞれの具体策を貫く方針や考え方を国が示す必要あり。
- 地域保健法第4条 地域保健対策の推進に関する基本指針、特に、「一 地域保健対策の推進の基本的な方向」の項に、危機管理体制の今後数年間の方向性を示す等、行動計画(アクションプラン)的な性格を持たせてはどうか。